

●税額控除の種類と計算

一定の税額を、算出された所得割額から差引く制度です。主な税額控除についてご紹介します。

●調整控除

税源移譲に伴い生じる、所得税と個人住民税の基礎控除や扶養控除等の差額（「人的控除額」といいます）に基因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額を控除します。この控除を「調整控除」といいます。

合計課税所得金額が 200万円以下の場合	次のうちのいずれか少ない額の5%（市3%、道2%）を控除 ① 5万円+基礎控除以外の人的控除額の差 ^{注1} の合計額 ② 合計課税所得金額 ^{注2}
合計課税所得金額が 200万円超の場合	次の計算式で算出される額の5%（市3%、道2%）を控除 5万円+基礎控除以外の人的控除額の差の合計額 -（合計課税所得金額-200万円） ※この金額が2,500円未満の場合は2,500円（市1,500円、道1,000円）を控除

〔注1〕 人的控除額の差は13ページをご参照ください。

〔注2〕 合計課税所得金額とは、課税総所得金額・課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額をいいます。

●住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）

個人が住宅ローンを利用してマイホームの新築、取得又は増改築等をする際に、一定の要件を満たす場合に、税額の控除が受けられる制度です。

減税は、まず所得税でされているところですが、所得税から控除しきれない額を住民税から控除しています。

対象者	次の①と②の条件をともに満たす方 ①平成24年～令和3年12月末までに入居した方 ②所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の対象となる方
計算方法	次のいずれか小さい額を控除 ▶所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額 ▶所得税の課税総所得金額の5%（上限：97,500円） ^{注1}
申告	所得税の確定申告や年末調整が必要です ^{注2}

〔注1〕 平成26年4月1日以降に居住され、かつ、消費税8%以上で契約した場合については、課税総所得金額の7%（上限136,500円）

〔注2〕 控除を受ける最初の年については、確定申告をしなければなりません。
2年目以降は年末調整でも控除を受けることができます。

●寄附金税額控除

地方公共団体等に対する寄附金については、下記の税額控除の制度が適用されます。

対象となる寄附金	①地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税） ②北海道共同募金会 ③日本赤十字社北海道支部 ④北海道が条例で定めた団体（道民税のみ） ⑤釧路市が条例で定めた団体（市民税のみ）
控除の計算	<p>控除額 = ①②のいずれか少ない額 × 10%（市民税 6%、道民税 4%）</p> <p>① 寄附金額の合計額 - 2,000 円 ② 総所得金額等 × 30% - 2,000 円</p> <p>更に、寄附金に①地方公共団体への寄附金（ふるさと納税）が含まれる場合は、前記に加えて①㊦のいずれか少ない額が加算されます。（特例控除額といいます）</p> <p>① $(\text{ふるさと納税の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \{0 \sim 45\} \% \text{注1} \times 1.021 \text{注2})$（市民税 3/5・道民税 2/5） ㊦ 調整控除後の所得割額の 20%</p> <p>〔注 1〕 寄附者に適用される個人住民税計算上の所得税の限界税率です。所得税については $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円})$ が所得控除となります。 〔注 2〕 復興特別所得税 ※令和元年 6 月 1 日からふるさと納税指定制度が施行されました。総務大臣の指定を受けていない地方公共団体への寄附については、ふるさと納税の対象外となります。</p>
適用下限額	2,000 円
適用時期等	<p>指定寄附金の一部は平成 29 年 1 月 1 日以降の寄附金について該当します。</p> <p>また、市町村により指定寄附金の扱いが異なりますので、ご注意ください。</p>

※この他、配当控除・外国税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除があります。